

社会保障論評24-012号 (作成日: 2024年10月29日)

「企業年金の終焉？」日本年金学会第44回研究発表関連

- 24-004号で論じた「企業年金の終焉」につき、日本年金学会で研究発表を行った。その内容に関してコメントしたい。衝撃的標題 (End of Pensions) は、2005年のニューヨークタイムズ記事からである (<https://www.ne.jp/asahi/kubonenkin/company/20241024.pdf>)。
- 問題意識は、①日本の企業年金は終焉に向けて衰退しているのではないか、②確定拠出年金制度は「年金」と言えるのか、③日本の退職給付制度の歴史や経緯を踏まえて「終焉」に対する歯止めとして何が考えられるか、の3点で、発表資料は、それらに即している。
- ①では、企業年金加入者数は、確定拠出年金制度 (DB) および確定拠出年金制度 (DC) 創設時の2000年度末2120万人から直近2022年度1728万人まで、実に400万人ほど減少している。DB制度数も、適年制度廃止の2011年度末からは減少に転じ、衰退してきている。
- 特に、中小企業については、東京労働局の調査 (2年ごと) によると、退職給付のない企業が3割、一時金だけの企業が5割で、企業型DC・DBを採用している企業は、それぞれ1割程度に過ぎない。適格年金を21世紀の企業年金に脱皮させる計画は失敗したと言える。
- ②では、DCにおける一時金選択割合は9割に及ぶ。もともと、日本の企業年金は退職一時金から転換したものであるから、DBでも約7割が一時金を選択しているが、適年廃止の一因であった年金選択への誘導には、DCは役立たないどころが、むしろ有害な結果である。
- 発表の骨子は③である。筆者は、2018年に、DBの年金給付の受け皿として、第三者機関の活用を提言したが、進展していない。しかし、中小企業の状況が深刻化しているので、今回は、中小企業における年金給付の「適格移換年金」での代替を提言したわけである。
- 「適格移換年金」は、中小企業の退職者について、一時金だけではなく、資産管理運用機関が提供する年金商品を選択可能にするものである。これは、DCにおける年金給付が運用商品の一つとして提供されている年金商品の選択であることと類似した仕組みと言えよう。
- 中小企業における企業年金の衰退に対して、行政当局は、DCについては、企業型での商品数や手続きを減らした「簡易型DC」を導入したが、採用実績はない。一方のDBでは、見るべき対応策は行われていない。適格移換年金の導入は、「簡易型DB」とも言えるだろう。
- なお、中小企業に限定して、個人型DCに加入する従業員に対し、企業が補助的な掛金を拠出する「中小事業主掛金納付制度」があるが、これは個人貯蓄への補助で、企業年金ではない。米国でDCの主力とされる401(k)制度は、この形であり、企業年金には該当しない。
- 「米英におけるDBの衰退」は参考資料の通りだが、米IBMが、2024年1月からCBの凍結を解除したそうである。しかし、この凍結解除は、運用状況の改善で凍結CBに蓄積された剰余金をDC掛金に振り向けるという財務戦略によるもので、DB復活にはつながらない。
- ともあれ、DBが事実上死滅している米英の状況は参考にはならない。退職金をベースとしたCB類似制度としてDBを一定程度維持している日本の企業年金の「終焉」を防ぐことができるのか否か、もはや時間との闘いであり、これが筆者の「最終警告」である。(以上)